

# 超ジコチュー！

## 審査基準に関する無記名アンケート結果

**北村喜宣**

上智大学大学院法学研究科長

研修受講者は、講師に「囚われの身」である。それをいいことに、研究上の関心事について、時々、無記名アンケートを実施することがある。行政職員の思考様式を知りたいためである。上司の決裁などない「生の声」が届く。

先日、「行政手続法5条は審査基準の策定と開示を義務づけているが、それをしてたくないという行政も少なからずある。それはなぜだと思うか。」という質問を投げかけた。

総務省『行政手続法の施行状況に関する調査結果：地方公共団体』(2018年3月)によれば、2014～15年度に新設された「申請に対する処分」について、都道府県・政令市・県庁所在市は、「未設定」が29.5%・31.0%・36.6%、「非提示」が7.9%・3.0%・5.8%であった。まあまあ設定されているし、求められれば見せているという印象である。

私の調査は、この部分についての理由を聞いたことになるのだろう。おそらくは、本邦初の調査である。語られたホンネベースの理由を、少し補足もしつつ、いくつかの内容に分類して紹介する。実に楽しい回答ばかりであった。ツッコミもいれてみよう。

第1は、面倒回避型である。「審査基準として記されているのには回りくどい記述があり、解説に時間要する」「グレーゾーンがあったとき、住民からのクレームを避けたい」(スッキリと書き直せばいいのに)。「明確な基準があると判断ミスや運用上の誤りなどを指

摘されやすい」(自己防衛のためか)。「基準への質問対応等の業務が増える」「逐一意見を言われそう」「手続への疑義や窓口対応がより複雑かつ長期間化し、行政事務の負担の増加が懸念される」「解説に時間を要する」(だからといって見せないというのは……)。「トラブル発生の懸念」は、結構多い回答であった。トラブル回避志向は、行政実施過程の大きな特徴であるが、ここでも確認できる。

第2は、説明困難型である。「なぜそうなったかについての詳細な資料が残されておらず、質問されても説明ができない」「基準が絶対に法の趣旨に従った瑕疵のないものであるという自信がないことの表れ」「詳しい人に突っ込まれたら対応できない」「制度理解や説明能力に自信がない」「自信を持って提示できない」(それはわかるが、なぜそのツケが申請者に回されるのか)。引継ぎの際に、留意すべき事項である。

第3は、露見懸念型である。「誤った解釈で運用していた基準について、具体的な内容を公表すると、これまでの処分のほとんどが覆り、業務全体に極めて深刻な影響が出る」「ばれたらまずい内容がある」「申請者にとって有利な内容になっており、周知できない」(オイオイ)。「基準が不十分であった場合、そこを突かれるのが苦しい」(きちんと定めるのが先だろう)。

第4は、前例踏襲型である。「今まで見せないできたため、なぜ運用を変更

するのかと上司に言われると説明が難しい」「上司への説明が大変」(義務はあるけど、「みんなで渡れば怖くない」のか)。こうした「慣性」に対する「外力」としての行政手続法リテラシーが必要である。

第5は、認識欠如型である。「基準を決めなくとも業務上支障がない」(支障がないのは行政だけで、申請者は困っている)。「そもそも見せる義務がないと思っている」(5条3項を読んだことがないのか)。「こちらが優位に立ちながら、窓口での応対を進みたいと思っている」「手の内をあまり明かしたくない」「広く住民に周知されることで、制度の利用者が増加し、行政コストが増加する」(なるほど)。「取扱注意となっている」(何と言ってよいやら)。まったく、言葉がない。

もちろん、回答してくれた受講者自身がそう思っているわけではない。あくまで、自分の組織を念頭において、推測で語ってもらったものである。「審査基準を定めて公にしておいた方が業務を行いやすかった」という回答もあった。しかし、全体としてみれば、「国民の権利利益の保護に資する」という1条目的など吹っ飛んでいる現実があるようである。何たるジコチュー。コワイコワイ。行政手続法研修をしっかりしなければと、自分に気合を入れるのである。謹